



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | 帝政ロシアの民族政策 : 18世紀のヴォルガ流域とウラル  |
| Author(s)        | 豊川, 浩一; Toyokawa, Koichi  |
| Citation         | スラヴ研究, 39, 73-96  |
| Issue Date       | 1992  |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/5203">https://hdl.handle.net/2115/5203</a> |
| Type             | departmental bulletin paper   |
| File Information | KJ00000113340.pdf   |



# 帝政ロシアの民族政策

—— 18世紀のヴォルガ流域とウラル ——

豊川浩一

## はじめに

本稿は、18世紀ロシア帝国のヴォルガ流域およびウラル地方における民族政策の展開とその問題点を明らかにしようとするものである。ロシア帝国による民族政策の一典型をまさにこれらの地方に見ることができ、さらに民族間の関係や住民側の複雑な対応も同地域において特徴的であった。

なお、従来個別研究はあるものの<sup>(1)</sup>、ロシア国家とヴォルガ流域・ウラル地方との関係を包括的に扱った研究は少ない。しかし、帝政時代以来ロシアでは伝統的に地方史研究は盛んで、ユニークな研究が行われてきた<sup>(2)</sup>。また、革命後も地域の研究者を含めて歴史家たちは、いわば郷土史的研究に従事してきたのである<sup>(3)</sup>。それにもかかわらず、実証的であつ理論的な研究は多くはない。しかも、従来ロシアおよびソ連時代の歴史学界よりも欧米の方が、様々な政治的理由から研究はユニークで活発である。

とはいえ、まず何よりもこの時期のロシア帝国による民族政策を先駆的に研究し、いまなおその価値を失っていないH.F.アッポローヴァ女史の研究<sup>(4)</sup>をあげねばならない。旧ソ連以外では、その立場がロシア中心主義(=大ロシア主義)史観という問題点はあるが、エミグレの法制史家ボリス・ノルドの研究が注目される<sup>(5)</sup>。それはツァーリ支配下での立法、ヴォルガ流域地方における帝国の行政システム、および植民の状況について信頼に足る全般的な展望を与えてくれるのである。また、不十分ながらもわれわれにタタール人・モルドヴァ人・バシキール人等の歴史に関する概要を与えてくれる東洋学者ベルトルド・スプラーの研究<sup>(6)</sup>、16-19世紀におけるロシア政府による民族政策の基本モデルを簡潔に展望したマーク・ラエフの論文<sup>(7)</sup>等があげられる。さらに、近年出版されたアンドレアス・カペラーの研究は16-19世紀のヴォルガ中流域地方における諸民族の全般的な動向を扱っているが、18世紀に関してもロシア帝国の民族政策とそれに対する地方住民の対応が、各共和国の刊行資料に基づき、詳しく論じられている<sup>(8)</sup>。

かつて、筆者は18世紀南ウラルにおけるロシア帝国の植民過程の特徴を、バシキール人社会を例にとり具体的に考察した<sup>(9)</sup>。そうした植民の動きは17世紀にすでに準備されていたとはいえ、現実にはピョートル一世時代の軍事および行政、そしてそれに続く社会全般のいわゆる「近代化(=西欧化)」過程と結びついたものであった。また同時に、その背景として当時の全般的な「全般的紀律化過程」の進行という情況<sup>(10)</sup>も見逃すことはできない。しかし、他面では強烈なナショナリズムを前面に押し出す近・現代的な意味での「民族問題」とは若干ニュアンスを異にしながらも、その萌芽的な様々な情況がすでに当時現れていたのは特徴的であった。

それゆえ、この時期におけるロシア帝国の民族政策は、一方ではロシア帝国をもその一員とする全ヨーロッパ的な「紀律化」ないしは「近代化」という政治・社会の動きのなかで、また他方では諸民族の同化(=「ロシア化」というロシア独自の現象として検討されなければならない。その際、単にロシア帝国対民族地域、あるいはロシア人対非ロシア人といういわば「縦」の構図だけではなく、地域のロシア人を含んだ諸民族間さらには各民族内部の複雑な動向といういわば「横」の関係をも視野に入れて考察する必要があるが、本稿では主に「縦」の関係が扱われる。

## I 帝政ロシアの発展過程と民族政策

### 1 民族地域の発展構造と民族政策

ロシア国家は16世紀中葉のカザン汗国とアストラハン汗国の征服・「併合」以来、多様な地域を包含しながら拡大してきた。こうして成立したロシア帝国は、発生史的かつ構造的に異なる二つの地域から成り立っていた。一つはロシア人本来の居住地である中央黒土地帯。いま一つはその周りに同心円的に16-19世紀に「併合」されたいわゆる「辺境」民族地域である。

そのなかで、とりわけヴォルガ流域とウラル地方の住民構成は、民族的・社会的・文化的にも実にユニークで多様であった。たとえば、言語的には、チュルク語系の民族(タタール人・バシキール人)、アルタイ語系に属する民族(チュヴァーシ人—モンゴル語とチュルク語の間である)、そしてフィン=ウゴール語族に入る人々(モルドヴァ人・マリ人・ウドムルト人)に分かれていた。宗教的にみるならば、ここには土俗的でアニミズム的な世界に生きる人々(ウドムルト人・マリ人・チュヴァーシ人)がいる一方で、イスラム教に帰依したり(タタール人・バシキール人)、仏教を信じる人々(カルムイク人)が混住していた。また同様に、文化的にも様々であった。

ロシア帝国による16世紀中葉以来これらの地域・民族「併合」のロシア史上における問題性は疑う余地がない。筆者は、この問題がツァリーズムの植民=民族政策と密接に関連し、さらにその研究を左右する程の本質的で重要な意味があると考え、かつてそのことについて不十分ながら論じた<sup>(11)</sup>。従来のソヴェト史学の学説によると、「併合」はロシア人社会に比べて立ち遅れていた非ロシア人諸民族の社会状況を「進歩的」なものに変え、しかもそのような「併合」は非ロシア人自身によるいわば「自発的」なものである、とした。アッポローヴァは、まさにこうした通説的見地に立脚して、「併合」は「ロシアと民族諸地域の経済的および政治的発展の最初の段階において重要な役割」を果たした、と述べる。以上の認識に対して、様々な角度から、とりわけ民族出身の研究者から批判が提出されてきているのが現状である<sup>(12)</sup>。

しかし、ツァリーズムによる16世紀中葉以来の民族地域の「併合」、そしてそれに続く諸民族の連帯と各民族内部の結束を弱めることを目的としたいわゆる民族分断化政策の遂行にも拘らず、ロシア帝国はこの地方の重要性を17世紀まで十分には認識していなかったのである。当時までのロシア政府と諸民族との関係は、毛皮等地方の特産物で納めるヤサーク税の徴収といわばその見返りとしての土地の安堵を通して成り立つ臣従関

係（*вассальтет*）そのものであり、しかも諸民族が一定の自由と自治を保有するという穏やかなものであった<sup>(13)</sup>。

こうした関係に変化が見られるようになったのは17世紀後半からであるが、ピョートル一世の時代になってその傾向がより明らかとなった。当時、絶対主義国家の担った軍事・行政の近代化と相互に関連しながら成長した諸産業の発展に伴い、原料供給地として民族地帯の重要性が認識されるようになった。それゆえ、この時期、国制の改編とその確立を通して、ロシア政府は民族地域に対しても新たな動きを見せたのである。それは、もはや従来の臣従関係ではなく、両者の関係をさらに一步踏み込んで支配＝従属関係に変えようとするものであった。すなわち、諸民族の保持していた自由や自治を撤廃して、その特殊な状況や身分を変更ないしは廃止し、ロシア人に適用する種々の諸制度によって彼らを支配しようとした。これが絶対主義時代における「紀律化」のなかで生じたいわゆる「ロシア化」である。

19世紀に至り、この地域におけるロシア帝国の植民・民族政策の基本的課題は、経済的側面が前面に押し出され、豊富な資源のある辺境民族地域を、従来にもましてロシア中央部の諸産業に対する原料供給基地に変えていくことであった<sup>(14)</sup>。ここに、ロシアの中央部に成立・発展し、「辺境」の増大とともに地方にも移入・拡大された農奴制、そして以上の点と大いに関係を持ちながら経済的にもまた政治的にも中央に従属する半周縁ないし周縁といういわば一種の「世界システム」がロシア帝国内に形成された、と言えるのである。

## 2 18世紀における民族政策の特徴

すでに述べたように、18世紀ロシア帝国による絶対主義政策の基本方針は民族地域の経済開発であったが、しかしそれは当然のことながら地域によって差異がみられた。遊牧・牧畜が盛んなウラル地域、特に南ウラルのバシキーリアでは鉄や銅の鉱石を中心とする地下資源に恵まれ、冶金産業等重工業が興り、これがロシアや世界の産業・経済を支えていたのは周知の通りである。それに対し、タターリアやチュヴァーシアのあるヴォルガ中流域では地下資源に乏しく、軽工業、農業、林業および漁業が盛んであった。また、中央アジアから西シベリアにかけて広がるカルムイクアとカザフスタンでは、遊牧そのものが重要な産業であった<sup>(15)</sup>。

このように、地域で異なる経済的課題を担ったヴォルガ流域やウラル地方に対するロシア帝国の政策とはどのようなものであったのだろうか。

カペラーの研究によると、この地方に対する18世紀ロシア帝国の基本政策は、諸民族をもはやヤサーク税を納めるヤサーク民としてではなく、国有地農民すなわちロシア人の農民と規定することによって、従来諸民族がそうであった特殊な身分や状況に対し「総対的な攻撃」を行うことであったとし、次の三点を指摘している。第一には、非ロシア人諸民族上層の有していた特権に対する攻撃。第二には、ヤサーク民の特殊な地位に対するそれ。第三に、アニミズム・イスラム教・仏教等の諸民族が信じていた宗教（あるいはその価値体系）に対する攻撃、の以上三点である<sup>(16)</sup>。

しかし、こうした三点以外にも、帝政ロシアの民族政策を考える上で伝統的政策としてとられてきた隣接諸民族間のいわゆる「分断化政策」とロシア人世俗領主や修道院等聖界領主による土地収奪もまた重要な問題である。それゆえ、以下これらを含めた民族政策の諸点について具体的に検討しよう。

## II 伝統的な民族政策

### 1 「分断化政策」

民族間の連帯と各民族内部の結束を阻むことを目的とする「分断化政策」は、ロシア帝国にとって地方「併合」以来の伝統的な民族政策であった。そして、ツァーリの行政官たちは、代々地方に民族同士の反目を煽る政策をとってきたのである。

東洋学の権威B. B. パールトリドは、18世紀南ウラルのオレンブルク地方についてではあるが、興味深い指摘をしている。すなわち、オレンブルク当局には中央政府から、民族的蜂起発生の際、状況に応じてある民族の助力を得て他の民族を鎮圧すべきことが指示されていたという<sup>(17)</sup>。ある民族を他の民族にけしかけ、行政官たちは、民族相互に、また時にはロシア人に対してさえも、憤り、怨恨、疑いそして不信の念を抱かせようとした。ツァーリ権力によって各民族地域でとられた同様の政策は、民族各々がツァーリ政府＝ロシア帝国に対して抱く間断なき不信と疑い、そして内訌の源泉ともいえるのである。

とりわけ、ウラル地域においてそうした民族対立が激しかった。遊牧民同士の間では、カルムイク人に対するキルギス人、キルギス人に対するバシキール人の関係がそうであり、また遊牧民の定着農耕民に対する反感も露骨であった。バシキール人のロシア人に対する関係、さらにはバシキール人社会内部でも遊牧を続ける人々と定着して農耕を行う生活に移行した人々との関係は特にそうであった<sup>(18)</sup>。

「分断化政策」は、基本的には民族毎の生活様式の違いに依拠するものであったが、政府は同一民族内においても上層部に対しては報酬を与える等様々な方法によって政府の植民＝民族政策に協力させ、社会の分断を計っていった。また、18世紀を通じて展開される植民、および農耕技術の地方への導入によって、おなじ遊牧民内部でも積極的に定着して農耕に従事する者と依然遊牧生活を行う者との間でも相互不信や反目などの緊張関係が発生したのである。特に、上述したように、バシキール人社会ではそうであった<sup>(19)</sup>。

こうした「分断化政策」を制度的に一層推し進めたのが、県区分の確立とその変更による民族の分割である。たとえば、1755年までヴォルガ中流域および下流域を含んでいた広大なカザン県の非ロシア人諸民族は、新たにカザン県とニジェゴロド県に分けられた。こうして、タタール人に関しては、カザン・ヴァトカ・ウファ・サマール・シンビルスクの各県に分割された。チュヴァーシ人とマリ人とは、カザン・ニジェゴロド・シンビルスク・ビャトカの各県に分けられた。かくして諸民族間の連帯および各民族内の結束は、同一民族の行政的分割によっても完全に阻まれたのである<sup>(20)</sup>。

## 2 土地収奪

1649年のいわゆる「会議法典」は、ヴォルガ中流域の住民に対し、その土地の管理権を認めるものであった。しかし、18世紀の第一四半期に至っては、もはやそうした権利は諸民族の手にはなかった。広大な土地を売買したり、抵当に入れたり、長期にわたって貸借することは、「法典」で禁止されていたにも拘わらず、実際には貧困が原因でロシア人の商人や領主に自らの土地を20年あるいはそれ以上の長期にわたって賃貸する者が続出したのである。その結果、共同体内のかなりの土地がロシア人の手に集中することになった<sup>(21)</sup>。

とりわけ、農奴の逃亡が著しく増大した1719年の第1回納税人口調査以降、ロシア中央黒土地帯のロシア人領主たちは、自らの農奴たちをモルドヴァ人やチュヴァーシ人の住む土地へと移住させた。そのため、1723年チュヴァーシアの5つの郡内にある39か村( село )のなかに、75のロシア人領主の所領が存在し、2800人( 男性 )の農奴が住む結果となった。1746年には、領主所領は84か村にまで増加し、農奴も3940人( 男性 )を数えるまでになったのである<sup>(22)</sup>。

以上のようなロシア人領主による諸民族に対する土地収奪は、住民の反発を招き、彼らは様々な抗議行動を起こした。たとえば、18世紀初頭あるチュヴァーシ人村で、住民はロシア人領主B. П. エシポフに対し、彼がチュヴァーシ人の土地すべてを自分のものとしたとして幾度も地方当局に訴えたのである。しかし、それに対し、行政当局はその訴えをしりぞけただけではなく、反対に奪われたチュヴァーシ人の土地はロシア人領主のものであることを確認するに至った<sup>(23)</sup>。18世紀末までに、同様の例はモルドヴァ人<sup>(24)</sup>やタタール人、バシキール人およびその他の民族の場合にもみられた<sup>(25)</sup>。

また、土地収奪に加わったのは世俗権力者たちばかりではなかった。当時ロシアにおける最大の所領経営者でもあった聖界の権力者、とりわけ修道院もそうであった。18世紀中葉チュヴァーシア内の6つの修道院は、1万1814デシャチーナ( 1デシャチーナ=1.092ヘクタール )の耕作地と3079デシャチーナの草刈地とを所有していた。また、トロイツェ=セルギーエフ大修道院管轄下のアラトゥィリスキー=トロイツキー修道院には10の村落( село )と1つの部落( деревня )とがあり、5058人( 男性 )が住んでいた。70年代のチュヴァーシアにおいては、所領拡大によって、地方住民の居住・生活のための領域は大幅に、すなわち8万デシャチーナにまで減少している<sup>(26)</sup>。

その結果、ヴォルガ流域の非ロシア人( 特に、モルドヴァ人、チュヴァーシ人そしてタタール人 )は徐々にではあるが自らの耕作地を失い、その生活の場を南東および東の地方とりわけオレンブルク県へと移していかざるを得なかったのである<sup>(27)</sup>。

他方、ウラル地方で土地収奪を積極的に行っていたのは、聖界・俗界の領主以外にも、当地方の豊かな鉱山資源に注目したデミードフ家やミヤースニコフ家のような工場経営者たちであった<sup>(28)</sup>。

合法的にこの地方の土地を購入することは禁止されていたが、工場経営者によって幾多の工場が建設されたり、多数のロシア人農奴や国有地農民が労働力としてこの地に移住させられた。さらには、諸民族の住民も後述するように( 第Ⅲ章、第3節 )補助的労働力として利用された。こうした状況のなかで、入植者たちは、土地を失って移動せざるを

得なくなった地方住民と複雑で多年にわたる土地問題を引き起こしたのである<sup>(29)</sup>。特に、バシキール人叛乱鎮圧後に当該地域の統治政策や叛乱者の処罰等を内容として発布された1736年2月11日付け布告は、そうした土地問題に関して、ロシア人にバシキーリアで合法的に土地を集中できる権利を与えたものとして注目される<sup>(30)</sup>。多面、非ロシア人(特にタタール人勤務者<sup>(31)</sup>)による領地の拡大とロシア人農民を所有する道が、改宗以外には閉ざされていたことも重要である<sup>(32)</sup>。

### III 新たな民族政策(1)

#### 1 政策遂行の前提

以上のことに加えて、18世紀のロシア政府はこの地方に新たな民族政策を展開した。それが新しい税制度と国家勤務制度の導入であり、これらを通してまさにカペラーの言う「総体的な攻撃」が諸民族に対して加えられたのである。ここでは、そうした諸制度導入の前提について検討してみよう。

「会議法典」によって、社会階層は一応区分された。すなわち、軍人や官吏などの勤務者、都市の商工地区住民、農民および聖職者である。しかし、それがピョートル一世時代に再編成されることになった。その狙いは、徐々に増加してきたどの階層にも属さないいわゆる中間浮遊層の一扫であり、うち続く戦争(特に北方戦争)遂行のための戦費調達と兵員確保を主目的として国民を徴税と国家勤務の対象とすることであった<sup>(33)</sup>。なお、中間浮遊層とは、永久的完全農奴・一時的責務奴隷・期限付き長期奉公奴隷・自由浮遊民である解放奴隷・自らの居住地や仕事を棄てて税の支払を忌避して逃亡した元都市民・農民や封地を捨てた、あるいは封地をもともと持たない流浪する勤務者・聖職者の下僕と使丁・教会の「奴隷」・聖職者の子供、等である。

ピョートル時代に入り、ヴォルガ流域の住民は国有地農民と規定され、諸民族も徴税と国家勤務の対象となった。以上のことを念頭に置いて具体的な政策を考察しよう。

#### 2 税制改革 — 人頭税制

北方戦争を中心とする長びく戦争や国制改革等のため、ピョートルの軍事=官僚制政府が莫大な資金と人的資源とを、単にロシア人だけでなく、非ロシア人にも求めた点は注目しなければならない。そのことは、諸民族にとって税負担の増加とさらには新たな税制度および国家勤務制度の導入を意味していた<sup>(34)</sup>。

事実、租税に関して述べるならば、18世紀前半ヴォルガ中流域とウラル地方の非ロシア人ヤサーク民の支払う税額は間断なく上昇していったのである。

当時、ヴォルガ流域に混住していたチュヴァーシ人・モルドヴァ人・マリ人・タタール人は、いわゆる「税額」ヤサークと呼ばれる税を穀物と金銭で納めていたが、それは平均すると農戸一戸あたり年3ルーブリ50カペイカの支出であった。これは、17世紀のそれと比較すると、穀物納ヤサークが2倍に増加したことを示している<sup>(35)</sup>。その他にも特別の課税がなされた。とりわけ、糧秣や兵士・勤務者の装備および輸送をまかなうための税、等が重い負担であった。また、1704年には養蜂・魚・ビーバー等の狩猟地に対する課税も

上昇したり、国有の耕地や草刈地・製粉所・風呂（桶）などに対する税額も上昇した。かくして18世紀最初の15年間にヴォルガ流域地方のヤサーク住民の全負担は2倍から3倍に跳ね上がったと言われている<sup>(36)</sup>。こうした状況はウラル地方についてもある程度あてはまるのである<sup>(37)</sup>。

以上は直接税についてはあるが、政府は間接税による国庫の増収をも目指した。塩の専売と農民によるウォッカ製造の禁止、およびその製造と販売の国家独占に関する法令の発布は、まさにそうしたことを配慮して行われたものである<sup>(38)</sup>。しかし、なおもウドムルト人は伝統的なブランデー作りの権利を保持したが、その際彼らは高額の税を支払わなければならなかった<sup>(39)</sup>。

このようなロシア帝国による増税策は、結果的にはまず住民経済を根本から破壊し、税の滞納をもたらし、さらには住民の逃亡を引き起こすことにもなった<sup>(40)</sup>。1717-1719年の2年間で、ヴォルガ住民によるヤサーク税の滞納は全ヤサーク税の実に77%にも達していた。彼らの多くはしかるべき時に「定められたヤサーク」を支払うことができずに、自分の家を捨ててヴォルガ以東やウラル地方に逃亡していった。そこで、彼らは製塩業に従事したり、採鉱や鉱石輸送の労働に就いたのである。18世紀最初の10年間で、ヴォルガ流域地方の住民の逃亡はすでに大衆的現象となった。1717年のチュヴァーシ人に対する統計調査では、打ち捨てられた農戸は全体の約30%にのぼると言われている<sup>(41)</sup>。

このように上昇したヤサーク税に代わり（しかし、それは完全に消滅したわけではなかったが）、24年にはアストラハンやウファのタタール人およびバシキール人等の遊牧民や南ヴォルガ、シベリアのヤサーク民に対しては課されなかったものの、ロシア人農民同様、ヴォルガ流域のヤサーク住民にも人頭税制が導入された。これにより、1724年以降、男性一人あたり74カペイカ（26年以降、それは70カペイカに減額）および40カペイカ相当の貢租を国庫に納めることとなったのである。それにより総額で1ルーブリ14カペイカになり、従来のヤサーク税額1ルーブリ23カペイカ（また、すでに述べたように、18世紀前半のそれは農戸一戸あたり平均3ルーブリ50カペイカであった）と比較すれば減少しているが、国有地農民にとっては次に述べるように実質的な税負担の増加を意味していたのである<sup>(42)</sup>。

すでに、人頭税制実施のために行われた納税人口調査開始の1718年、ヴォルガ流域のヤサーク民は「国家の人間（государственные люди）」と規定され、24年には初めて農奴と区別される国有地農民<sup>(43)</sup>という観念が確立し、かくして同地方のヤサーク民は後者の国有地農民というカテゴリーに入れられることになった。国有地農民は、農奴と異なり、人頭税の他に土地賃借料をも国庫に納めねばならなかった。このことは、後述するように（本節）、カザン汗国崩壊後、持っていた土地に対する世襲所有権、およびそれに基礎を置く自由・自治の保持という観念をも打ち砕いたのである。しかも、18世紀を通してほぼ一定していた人頭税に比べて、土地賃借料は上昇する傾向にあった。すなわち、露土戦争の最中アンナ女帝の1737年には上記人頭税の他に、軍隊への供給という意味もあって各農戸から1チェトヴェリーク（=26.29リットル）の穀物を、またタタール人、チュヴァーシ人および他の「異教徒（инверцы）」からその2倍以上の徴収が法令で定められた<sup>(44)</sup>。続くエリザヴェータ女帝の1741年には、穀物納貢租は一戸あたり6チェトヴェ

リークにまで跳ね上がった<sup>(15)</sup>。それゆえ、農民たちはそうした貢租の廃止を求め、それに政府は応じざるを得なかった。しかし、それにもかかわらず、彼らの状況は改善されなかったのである。

なぜならば、新しい重荷が農民たちの肩に担わせられたからである。18世紀第二四半期には、製粉機税は法的にはすでに存在しなくなったにもかかわらず、県知事を含めた「徴税人」たちはそれを徴収し続けた。さらには新たに結婚税も課されるようになった。初婚の時には、男性は11アルティン（1アルティン＝3銅カペイカ）、再婚時にはその2倍、三度目にはその3倍の税金を納めねばならなかった<sup>(16)</sup>。また、カザン県知事アプラクシンは、チュヴァーシ人農民より馬税からの解放という名目で自主的に上納金を払わせた。こうして、彼は2年間で10万ルーブリを徴収したと言われている。そのうちの大部分はツァーリ個人の手に入ったが、しかし残りはアプラクシン自身の保有する軍隊のためその給与等になったのである<sup>(17)</sup>。

さらに、1754年の国内関税廃止まで、商業を営む農民たちは、非ロシア人を含めて、関税の他に様々な通行税を支払っていた。すなわち、馬税・橋税・いこだ税・砕氷船税・樽税・荷馬車税、等であった<sup>(18)</sup>。

以上のように、新たに導入された人頭税は、旧税制度下にあったヤサーク民がロシア人農民より本来少ない額の租税を支払っていた点を考慮に入れると、負担の面では彼らをロシア人農民と同じ状況にし、しかもともに重税にあえぐようにさせたのである。また、他面では、人頭税は国庫の増収をもたらすとともに、ロシア人農民の場合と同様、租税を規則的に納める上で、共同体が集団でその責任を負うことにもなった<sup>(19)</sup>。

しかし、人頭税導入の意味が重要なのは、単に税負担が従来以上に民衆に重くのしかかったからではなく、むしろ次の点にあった。つまり、ロシア帝国によるカザン汗国の征服以来進んできたいわゆる諸民族の「ロシア化」を決定づけるものであった、という点である<sup>(50)</sup>。従来のヤサーク税は、すでに述べたように、単なる貢租という性格ではなく、本来、一方ではロシア帝国に対する地方の臣従の、また他方では土地の安堵と地方住民の自由・自治を保証する証しであると彼らによってみなされていた。それゆえ、住民は、ヤサーク税の廃止と新たな人頭税制の導入をロシア帝国と自分たちの臣従関係が崩壊して支配＝被支配関係に変わり、また同時に保持していた土地に対する世襲所有権や自由・自治の喪失を意味するとみなしたのである<sup>(51)</sup>。そして、事実彼ら諸民族の状況はロシア人と同様に厳しいものとなっていった。

### 3 国家勤務 — 軍役と労役

次に、国家勤務の問題が指摘されるが、ここではそれを軍役と労役の二面から考察する。

1722年以来、幾多の布告を通してヴォルガ流域の諸民族にもロシア人農民と同様に徴兵制が実施された。次の布告はその一例である。「誰でも、モルドヴァ人およびチェレミス人[マリ人の旧称]から新兵をロシア人の場合と同様に徴集すべきである。タタール人からは若者たちを10-12年間守備隊に徴兵すべきである。」また、この1722年1月19日付け布告は水兵としても諸民族を徴兵するようにと述べている<sup>(52)</sup>。

バシキール人についても、1730年代に入り軍事遠征の際には彼らを利用することが当時のカザン県知事A. П. ヴォルィンスキーの政策として打ち出されたのである。

しかし、他方、軍隊内ではイスラム教徒に対する不信の念が高まっていたことも事実であった。特に、1735-36年のバシキール人叛乱時、全ヴォルガの民衆が「バシキール領内はかなり逃亡していること」が原因となって、彼らのロシアへの忠誠に対する疑問が軍隊内でも沸き起こったのである。そのため、バシキール人自身の居住地域以外の辺境守備隊への編入や水兵への徴集が行われることとなった<sup>(53)</sup>。

このような軍役は非ロシア人諸民族にとっては、ロシア人農民におけると同様、重い負担となり、彼らはそれから逃れるために様々な方法をとったのである。一例をあげよう。1760年シンビルスク地方のタタール人村の徴兵対象者（タタール人やサーク民）全員が自らの指や腱、あるいは関節を切断するという事件が発生した<sup>(54)</sup>。

人頭税や徴兵の実施と並んで、国家のために種々の労役を行うことも18世紀のツァーリ政府によって新たに諸民族に課せられた義務であり、きわめて辛い負担であった。

ヴォルガ流域のタタール人・モルドヴァ人・チュヴァーシ人等は、ロシア人とともに、18世紀初頭から1768-73年の露土戦争までの間だけでも実に色々な労役に使用されていた。橋・要塞・土塁の建設、カザンにおける軍艦建造、木材の伐採や植林、軍隊や官吏の輸送、ヴォルガ河における官船の船曳き、ストローガノフ家やペルミの製塩業者のもとでの、またウラル地方の製鉄や銅溶解工場での労働力として、さらには荷馬車運搬や駅通義務等に使用された。とりわけ、1768-73年の露土戦争に対しては、軍役以外にも労役義務が諸民族に重くのしかかってきた。たとえば、チュヴァーシ人の多くはアゾフやタガンロックへ戦闘目的以外に要塞修理のために狩り出されたのである<sup>(55)</sup>。

こうした労役のうちでも、諸民族にとってとりわけ負担となったのは、ヴォルガ流域やウラル地方の工場への「登録」であった。ピョートル一世治政下における地方の産業開発およびその発展のために、ロシア人と並んで非ロシア人の工場登録が労働力確保の上から必要とされた。しかし、問題は多数のそして組織的なロシア人や非ロシア人の工場登録により農業労働力を喪失した村落が荒廃をきたし、また住民の生活様式や農業経営形態が変化し、さらには地方の中央に対する経済的従属がもたらされたことであった。いわば18世紀に急速に発展したロシアの産業・商業資本により、非ロシア人諸民族の営むいまだ脆弱な遊牧・牧畜を中心とする経済が駆逐されたのである。とはいえ、そうした状況は一様ではなかった。なぜならば、すでに指摘したように、ヴォルガ流域とウラル地方の産業形成には相違がみられたからである。以下、それを具体的に検討してみよう。

ヴォルガ中流域の南東地域は、早くも17世紀に重要な炭酸カリ生産を開始し、18世紀前半までにその生産高は頂点に達していた。アルザマスとサランスクの間には15-20の製造所が建設され、2万人の農民が就労させられていたが、そのうち少なくとも三分の一はモルドヴァ人であった。これ以外にも、ヴォルガ流域では国営のウォッカ工場や染料工場に多くのヤサーク民が登録されていた。そこで働く登録農民たちは、物資の輸送・木材の伐採やその工場への供給等いわば補助的労働に従事していたのである<sup>(56)</sup>。

また、ヴォルガ中流域の工場で、労働内容が民族別・宗教別に行われていたのは注目されなければならない。すなわち、ロシア人やモルドヴァ人がもっぱら工場労働に従事し

ていたのに対し、タタール人・チュヴァーシ人・マリ人・ウドムルト人は通常鉱石運搬や木材伐採等の補助的労働に就き、彼らがキリスト教に改宗した場合にはカザンの海軍工廠に登録され、そこでの労役に従事したのである<sup>(57)</sup>。この点から、政府が民族毎に異なる政策をとっていたと同時に、宗教による区分もその民族政策を方向づけていたことがわかる。

他方、18世紀のロシアおよび世界の重工業地帯としてのウラルではどのような状況であったのだろうか。鉄や銅の鉱石に恵まれたウラル地方では、製鉄・銅溶解のための工場が多数建設され、バシキール人等地方住民も他の登録農民とともに鉱山や工場での補助的労働に就いた<sup>(58)</sup>。1763年の第3回納税人口調査によると、カザン県の国有地農民（ロシア人および非ロシア人を含めて）の全村落（1万8000人）がウラルの諸工場や地方の銅溶解工場に登録されていた<sup>(59)</sup>。しかし、そうした工場建設とその後の当地方における冶金工業の発展は、多くのバシキール人が自らの土地をロシア人工場経営者に譲り、また本来の半遊牧・牧畜という経営形態と生活様式、および生活圏の変更を迫るというバシキール人の多大の犠牲の上に成り立っていたのである<sup>(60)</sup>。

いずれにせよ、以上のような労役にはその労働条件・状況の劣悪さもあって<sup>(61)</sup>恒常的に工場からの逃亡が発生したり、当局への請願やさらには蜂起さえも勃発したのである。そのため、政府は労働者の状況を緩和させる布告を発せざるを得なかった。たとえば、1779年のマニフェストでは、登録農民の労働量を制限し、また彼らの労働賃金を二倍に増すようにとうたわれている<sup>(62)</sup>。しかし、この処置はカザンの海軍工廠に登録されていたタタール人にも適用され、しかも実効は1782年まで待たなければならなかった<sup>(63)</sup>。

以上のように、ヴォルガ流域やウラル地方の諸民族に対する18世紀の民族政策の基本的方向は、彼らから従来の様々な権利を奪ってロシア人農民と同等の社会的地位や状況に転化することであった。しかし、現実には彼らはロシア人農民と同じ社会的状況に置かれただけでなく、工場への登録などにみられるように、いわば「工場奴隷」という農奴的状況にまで陥ったのである。種々の反抗はそうした状況に対する諸民族側からの抵抗であった。

しかし、「ロシア化」を目指す18世紀ロシア帝国の民族政策（＝支配）は、税制と徴兵・労役だけで遂行されたのではなかった。諸民族の精神面での「ロシア化」さえも、改宗政策を通して計られていくことになった。

## IV 新たな民族政策(2)

### 1 17-18世紀の情況

ヴォルガ＝タタールの歴史について近年モノグラフを著したA.-A. ローリチは、カザン汗国崩壊の1552年以降から革命の1917年までのロシアによるキリスト教宣教政策を6期に分けているが<sup>(64)</sup>、筆者はロシアにおける国家と教会による諸民族に対するキリスト教への本格的改宗が17世紀末から18世紀初頭にかけて始まったと考える。しかし、ピョートル以前の17世紀後半にはすでにロシア全土での改宗事業がすすめられていたのである。

その試みは、もっぱらイスラム教徒であるタタール人上層や富裕層に向けられたものであった。

すなわち、アレクセイの1655年、クリミア＝タタールのハーンであるカシモフは武力で洗礼を受けることを強要された。そのため、各地で反抗が発生し、1682年にはクリミア汗国全土が蜂起したのである。

フョードル三世の時代になると、改宗の照準は東方そしてヴォルガ中流域に向けられていった。その結果、ロマノフ地方やヤロスラーヴリ地方からかなりの数にのぼる豪族(мурза)や有力なタタール人が同じイスラム教世界であるトルコへ逃亡していったのである。このような改宗に対する抵抗を配慮して、ロシア政府は改宗した諸民族の上層部に種々の報酬を与えた。たとえば、三年間にわたる諸義務の免除、上層部に対する土地の賜与等がそれである。

1681年5月16日付け布告はこの地方での強制的改宗をうたった最初のものである。1682年5月29日摂政ソフィアは改宗に際し、タタール人勤務者の支援を得ようとし、また同年7月13日にはイスラム教徒である領主の力を借りて全民衆のキリスト教への改宗を計るべく布告を発した<sup>(65)</sup>。すなわち、洗礼を受けたタタール人勤務者は、その所有している土地を安堵されただけでなく、さらに封地を増加されることになった。それらは大部分洗礼を拒否した同じタタール人から取り上げられた土地であった。また、貴族身分出身のタタール人で洗礼を受けた者は、ロシア人貴族と同等の待遇を受けることになった。そのなかには地方長官(воевода)に任命される者も出たのである<sup>(66)</sup>。しかし、またすでに述べた1681年5月16日付け布告は、タタール人領主による「税と侮辱」からロシア人農民を保護すること、彼らタタール人領主がイスラム教への改宗を強制的に行っている、と非難し、キリスト教への改宗を正当化している<sup>(67)</sup>。とはいえ、この点はいま少し詳細に検討してみる必要がある。

布告発布の動機として、政府はキリスト教徒であるロシア人農民に対する「異教徒」領主による支配を異常な状況とみなし、それを除去しなければならないという考えが政府部内で浮上してきたことがあげられる。また、1676-81年の露土戦争に対する国内のイスラム教徒の関わり方も、政府の動きを方向付けたといえよう。すなわち、一方ではロシア国内のイスラム教徒による同じイスラムのトルコに対する心情的友宜・支援やキリスト教への反発があった。他方、当時のロシア帝国は、後のピョートル一世時代と異なりヨーロッパの文化を拒否する傾向が依然強かったが、「モスクワ＝第三ローマ」論に由来するローマ帝国の正統な後継者として「キリスト教世界の迫害者」であるスルタンを敵視していたのである<sup>(68)</sup>。

そして、現実にロマノフ地方およびヤロスラーヴリ地方のタタール人勤務者が強制的な洗礼を嫌って逃亡し、ヴォルガ＝タタール人がトルコのスルタンと気脈を通じていた、という知らせをロシア政府が受け取ったということも上記のような布告を発布する原因ともなった。また、1681年1月13日のパフチサライの休戦により、ロシア政府が国内のイスラム教徒に対するいわば「報復」する機会を得たのだともいえる<sup>(69)</sup>。

また、短期間ではあったがフョードル帝治世下の諸民族への対応そのものも、その後の民族政策に大きな影響を及ぼす程重要であった。フョードルの治世下で徴税単位を戸

(двор)とする新納税システムの導入や門地制の廃止等が行われ、近代化された軍事＝官僚制国家を目指した続くピョートル時代のいわば基礎となったのである。こうした文脈のなかで、イスラム教徒によるロシア人農民に対する支配を除去しようとする試みが生まれてきた。すなわち、ヴォルガ中流域の秩序維持を目指す17世紀末ロシアのツァーリズム支配は、もはやタタール人エリートの協力を求めることはせず、反対にそうした勤務人の軍事的機能を潜在的な脅威とみなすに至った。また、タタール人にとっても、彼らのイスラム教世界の「防衛」という感性がもはや従来と同じ意味を持たなくなっていたといえる<sup>(70)</sup>。

そして、ピョートル一世時代においては、改宗事業が組織的に行われるようになったのである。ロシア政府の発する種々の布告は、政府がこの改宗を重視していたことを示しているが、改宗政策が強制的側面だけではなく懐柔的側面をも合わせ持っていたのは注目されなければならない。すなわち、一方では改宗拒否者および反対者に対して様々な罰則規定が設けられていたが、しかし他方では改宗の報酬として、期限付きながら租税・諸義務からの解放、徴兵の免除、さらには金銭の支給ということまで定められていた。また、地方における世俗の学校および神学校の設置とそこへの民族出身子弟の入学も行われた。

布告をみてみよう。1713年11月3日付けの布告では、すでに述べた1681年布告の定式でカザン県とアゾフ県に住む全イスラム教徒の改宗が半年以内に行われるべきことが定められた。それを拒否した者は所有している土地を没収され、改宗者やロシア人領主に与えるように厳命されている<sup>(71)</sup>。しかし、実際には土地没収は稀にしか行われず、1715年になってやっと土地没収の規定細則が定められる程であった<sup>(72)</sup>。

1722年の布告は、租税単位であるチャーグロあるいはヤサーク住民に対して向けられたものである。それによると、新たに改宗した者は徴兵義務がなく、また軍役勤務期間中に洗礼を受けた場合には各人の家に帰ることが許されていた。さらに、改宗者には賦役と租税の支払が3年間にわたって免除されるという特権も与えられたのである<sup>(73)</sup>。たとえば、ペンザ地方ではモルドヴァ人を強制的に改宗させている例がある。そこでは、改宗を拒否する者は逮捕され、鞭打たれ、強制労働やシベリア流刑にあっている。さらに、彼ら改宗拒否者の土地は没収されロシア正教聖職者のものとなっていった。しかし、他方で新たに洗礼を受けたモルドヴァ人には3年間の徴兵免除と免税という特典が与えられたのである<sup>(74)</sup>。

しかし、実際にはこうした政策が完遂されたわけではなく（むしろ、その場合の方が多かったが）、また別の問題が諸民族に課せられることになった。エリザヴェータ女帝の1743年の布告によると、新たに改宗した人々の免除分の租税と賦役は、同じ村の非改宗者・改宗拒否者の肩に負わせられることになったからである<sup>(75)</sup>。そのことは、村落（あるいは共同体）が宗教的に異なる（あるいは敵対する）グループに分裂するだけではなく、経済的・社会的に政府の援助と保護を受けた者とそうでない者との間に隔差を生じさせ、それらが社会の不安定要素となり、その結果容易に社会的結束を行えない原因となっていったのである。とはいえ、以上のような政策を通して、カザン地方における住民の改

宗者は三倍に増加した<sup>(76)</sup>。しかし、イスラム教徒であるタタール人やバシキール人たちの場合にはより複雑な状況が存在していたのである。

## 2 対ムスリム改宗策の特質

イスラム教徒に対してロシア政府は実に様々な改宗策をとったが、それはとりわけ改宗事業が組織的・制度的に行われるようになったピョートル一世以降より顕著となった。

アンナ女帝の1731年には、1551年に開基されて以来カザンと並んでタターリアの商業と産業の中心となったスヴィヤーシスクに、カザンおよびニジェゴロドの両地方における対ムスリム洗礼のための委員会が創設された。この機関設立に対して、イスラム教徒は激しく抵抗していったのである。それは、自らの信仰を守るということ以外に、このヴォルガ流域のイスラム教徒住民の間に次のような危惧が生じたからでもあった。すなわち、新しくロシア正教に改宗すると、自分たちイスラム教徒は広大な修道院領を抱えるロシア人キリスト教聖職者の権力下に組み込まれ支配されるのではないかと。なお、改宗者数は委員会創設以前からすでに伸び悩みの傾向にあった。たとえば、タターリアを含んだカザン県では、1719年までに改宗したタタール人は3万人であったのに対し、1719-31年の12年間に改宗した者はわずかに2995人にすぎなかったのである<sup>(77)</sup>。

1740年に上述の委員会は「新洗礼事務所」に改組され、それまでの住民による抵抗を強圧的に押さえようとする方針を打ち出した。この「事務所」およびその政策の性格は、そのスタッフが宣教師・官僚・軍隊から構成されているということによってよく示されている。すなわち、宣教師たちはチュヴァーシ人・モルドヴァ人・タタール人の諸村落に入っていくが、その際軍隊も彼らに同行したという点は注目されなければならない。自らの宗教に「固執する者」すべてに対し、軍隊は厳しい迫害を加えていったのである<sup>(78)</sup>。「事務所」創設以来それを指揮してきたカザン大主教ルカ・カナシェーヴィチは、1740-43年だけでカザンとカザン郡にある536のイスラム教寺院のうち実にその78%にあたる418の寺院を破壊したと報告している<sup>(79)</sup>。なお、破壊は1743年に集中して行われたが、この時当のカナシェーヴィチ自身293人のチュヴァーシ人アニミストがキリスト教ではなくイスラム教を受け入れたことでより懲罰的・報復的な行動がタタール人に対してとられた、と述べている<sup>(80)</sup>。また、史料によると、「彼ら宣教師たちと領主たちは、新たに洗礼を受け入れた人々の居住地を巡りながら、まだ洗礼を施されていない人々がいれば、その家のペチカや煙突を壊し、いかなる容赦もなく彼らを鞭で打った」<sup>(81)</sup>という。

こうした宣教方法は、当然のことながら、地方住民の反発を呼び起こした。また、たとえ表だって反抗することはなくとも、表面上では正教キリスト教に改宗しながらも固有の信仰を守り続け、密かに自分たちの礼拝所に通うといういわば二重信仰もイスラム教徒以外の人々の間では一般的な現象であった。特に、モルドヴァ人、マリ人そしてチュヴァーシ人についてそうしたことが言える。あるロシア人宣教師は、彼ら非ロシア人をその礼拝所から連れ出そうとしたがむだであったと伝えている<sup>(82)</sup>。1781年の記録によると、カザン県内で新たに洗礼を受けたタタール人はわずかに1万631人であったのに対し、洗礼を受けていないチュヴァーシ人・マリ人・ウドムルト人は全部で1843人を残すのみであった<sup>(83)</sup>。

タタール人に対して改宗がはかばかしく進まなかった原因について、現代ソ連のタタール人歴史家C. X. アリーシェフは次の二点をあげて説明している。一つには、改宗を強要される際にタタール人が精神的な民族的侮辱をロシア人から受けたこと。すなわち、すでに述べたように、改宗がイスラム教寺院の破壊という行動を伴って行われたり、またタタール人の墓石が撤去され修道院建設の基礎にされるということによって、タタール人としての民族感情が大いに傷つけられたということである。また、ロシア人領主によって自らの土地が現実に奪い取られていったことも経済的側面のみでなく、精神的にも打撃であった。いま一つには、タタール人自身、改宗によってキリスト教徒であるロシア人農民や改宗者がそうであったように、キリスト教聖職者や領主の奴隷(кабала)になると危惧したことである<sup>(84)</sup>。

また、すでに述べた改宗の報酬として一定期間にわたる人頭税や兵役の免除は、改宗者の物質的生活状況の改善には至らなかったことも事実である。凶暴で残酷だということで悪名が高かった先述のカナシェーヴィチ時代の洗礼事業は、単に「異教徒」への迫害だけでなく、「新洗礼者」たちに対する掠奪をも伴っていた。そしてまた、改宗に対する報酬を受ける者がいる一方で、すでに述べたように、人頭税や兵役の肩代わりをさせられる者が同じ村落(ないしは共同体)のなかにいたことも状況を一層複雑にしていたのである。

18世紀中葉におけるタタール人の厳しい状況について、その地を訪れた旅行家で民俗・民族学者兼歴史学者でもあったH. П. ルィチコフ<sup>(85)</sup>は次のように記している。「カマ川沿岸に住んでいる洗礼を受けたタタール人たちは、衰れを催す程赤貧の見本のようにあった。というのも、穀物の代わりに彼らは楡や樺の木の樹皮を食用としていたからである。ある者たちはその木を少量のライ麦の穀紛と一緒に混ぜ、また他の者たちは樹皮だけを食べている」<sup>(86)</sup>、と。

こうした状況が、キリスト教に改宗した者も、またそうでない者も、両者の不満を増大させ、キリスト教の聖職者に対する反抗を呼び起こしたのである。

しかし、イスラム教が完全にキリスト教に対する洗礼と民衆の生活の防御壁になっていたと言い切ることもできない。すなわち、イスラム教の聖職者は、ロシア正教の司祭同様、民衆の上にその生活の基盤を置いていたからである。タタール人農民はムラーに対し全収穫の十分の一を貢租として収めねばならなかった。また、ムラーは中世スコラ哲学の継承者であったが、同時に宗教的ファナティズムとスーフイズムの普及に大きな役割を果たしたのも事実である。

他方、ロシア人農民とタタール人とが相互に助け合いながら共存する村も存在していた。18世紀のアカデミー会員でタタール人をも調査したN. ファリクによると、地域によってはロシア人と改宗者、改宗者と非改宗者とは同一の村で共に生活し、彼らは境界線・抑圧・その他の問題でお互い争うことはなかったという<sup>(87)</sup>。たとえば、チストボーリスキー郡のアリケーエヴォ部落ではタタール人151名とロシア人60名が、またマムィコヴォ村ではタタール人42名とロシア人182名が、それぞれお互いに助け合って生活していた。彼らは一緒に野に出て働き、お互いに土地を賃借し、借金し、道具を貸与し、

共に商賈し、助け合った。また、工場に登録もされ、出稼ぎ農民として出かけていったのである<sup>(88)</sup>。

以上の点からアリーシェフは、18世紀のアルヒーフ史料の中にはロシア人とタタール人との敵対を示す事実はないという<sup>(89)</sup>。しかし、この点に関して1920・30年代の歴史家C. Φ. タシキンやH. H. フィルーソフに代表される研究が反対にタタール人たちはいつもロシア国家に対して民族的な敵対を示していたと述べるのとは対照的である<sup>(90)</sup>。

### 3 教育と洗礼

18世紀中葉まで、ムスリムに対する改宗政策を、ツァーリ政府は「ロシア化」の基本的で重要な政策の柱と認識し、この政策のより一層の貫徹を目指して諸民族の子供たちの教育と洗礼へと向かうことになる。

1719年宗務院は非ロシア人諸民族にキリスト教を広めるための活動に関する問題を取り扱った。それを受けて1722年にはカザンで改宗者に教育を施すための学校が開設された。そこには、ヴォルガ流域の民族地域から、その出身階層は不明であるが、15人の非ロシア人児童が連れて来られた。翌1723年その学校は、同年カザンに開かれた神学校の特別クラスとして編入されたのである。こうした改宗者のための学校は、同時に地方の非ロシア人のなかから宣教師を育成することをも目指したから、ここで学んだチュヴァーシ人、モルドヴァ人、マリ人およびタタール人には自分たちの言語で話すことが許されていた。しかし、他面では同じ学校内のロシア人学生との交流が禁じられていたのは特徴的である<sup>(91)</sup>。

1734年に大主教ラヴレンチー・ゴールカはヴァトカにある主教館に隣接してスラヴ＝ギリシア＝ラテン学校を開いた。それは、25年を経た1759年神学校の名称を授けられた。しかし、ここに入学できたのはロシア人を除けば非ロシア人上層の選ばれた子供だけであり、非ロシア人民衆の子弟はこの神学校で勉強する権利を持たなかったのである<sup>(92)</sup>。

非ロシア人の改宗と彼らへのキリスト教の布教を目的とした神学校の開設は、1740年9月11日付け布告によってさらにその枠が広げられた<sup>(93)</sup>。それは、長年にわたり（1744-64年）、様々な場所（スヴィヤーシスク、カザン、エラブガそしてツァレヴォコクシャイスク）に、4つの学校が創設され、そこで多数の子供たちが学んだ。なお、当時そこには多くの諸民族の子弟とともに、320名のチュヴァーシ人の子供たちがいたが、長年にわたって当地方に発生した伝染病のため、それらの神学校を卒業できたチュヴァーシ人は僅かであった。そうした多数の子供たちの死亡のために、チュヴァーシ人たちはこれらの学校を改宗に対する非難の気持ちを込めて「死の家」と呼んだのである<sup>(94)</sup>。

また、ウラル地方において宣教を目的とした教育は、当地方に開設されたロシア語学校が担っていた。これは、ロシア語教育を通して、「キリストの法」と同時に「世俗の法」とを教えることを目的に、主にバシキール人子弟を対象として開設されたのである<sup>(95)</sup>。

#### 4 宗教政策の変更

18世紀30-40年代に政府はチュヴァーシ人・マリ人・ウドムルト人・モルドヴァ人に対する大衆的な洗礼に一定程度の成功を納めた。他方、タタール人やバシキール人等のムスリムは「ロシア化」政策の一環であるキリスト教化に強く抵抗し、固有の宗教や民族文化を守るために闘い、依然自らの聖職者の強い影響下にあった。それゆえ、すでに論じたように（本章、第2節）、ムスリムに対するキリスト教の宣教は、その厳しい手段にもかかわらず芳しい成果は上がらなかったのである。さらに、18世紀中葉から後半にかけて反植民・反改宗を旗印に発生したバシキール人の諸蜂起、そして特にプガチョーフ叛乱にタタール人やバシキール人が積極的に参加した事実は、政府にその宗教政策の変更を迫るものであった。事実、プガチョーフ叛乱前夜エカチェリーナ二世の時代には、ピョートル三世の治世下で構想された宗教的寛容政策が実施に移された。こうして従来強圧的であった改宗政策が懐柔に重心を置く政策へと転換されたのである。しかし、叛乱がこの寛容令以降に勃発したことを考えると、この政策がまだ十分に功を奏しなかったのであろう。

アメリカの歴史家A. W. フィッシャーはエカチェリーナ二世の対ムスリム政策を三期に分けてその政策の変化を論じているが、最終的に政府はタタール人領主や商人に種々の特典を与え、ムスリムの聖職者会議を組織し、さらには聖職者の最高代表者たちに土地を分与していったのである。こうして、18世紀末から続く19世紀にかけて、タタール人およびバシキール人等は、その生活全般におけるイスラム教の影響がロシア政府によって黙認されていった。そして、エカチェリーナ二世の治世において、ロシア政府はイスラム教のリーダーシップを積極的に利用して、地方の統治にあたらうとした。すでに述べたように、ムスリム社会の上層に特権を与えて懐柔しようとしたのはまさにそのあらわれであると言える。このような政策を通して、ロシア政府はヴォルガ流域やウラル地方のイスラム教徒に影響力を強め、またその支配を確固たるものにしていったのである<sup>(96)</sup>。

こうして18世紀末から19世紀初頭にかけて、ロシア帝国はヴォルガ流域とウラル地方の非ロシア人諸民族を、その程度は一様ではないにしても、ロシア人と同じ社会体制の枠のなかに（少なくとも表面上は）組み入れていったのである。

### V 民衆の対応

以上、ヴォルガ流域とウラル地方での18世紀全般における新たな社会制度形成の状況を検討した。そうした政策は、一面では政府によって強圧的に、また他面では懐柔という形態をとって行われ、諸民族はその政策に従っていたかにみえた。しかし、実際には彼らの間で不満が発生し、当局に対する様々な反抗が示されていった。その主な闘争形態として、主に本稿ですでに触れた逃亡、嘆願書提出、蜂起の以上三つの形態があげられる。

逃亡は、ロシア人農民の場合と同じく、少人数の場合もあるが、注目すべきは村をあげての集団逃亡である<sup>(97)</sup>。そして、その行き先は、南ウラルのバシキーリアやまだロシア政府の手が届いていないシベリアが多かったのである。

18世紀においてカザン県内の荒廃したヤサーク住民（そのなかにはロシア人、タタール人、マリ人そしてチュヴァーシ人等が含まれていた）の戸数は増加する傾向にあった。カザン県知事П.サルティコーフは1714年元老院に宛てて次のように書いている。「大君（великий государь）に対して、その課された租税を納めたくないヤサーク民」の多くが、彼らを受け入れているバシキーリアへと逃れて行ったのである、と。また、1730年時の県知事А. П.ヴォルィンスキーは次のように述べる。20年前にはバシキーリアの遊牧民は4万人を越えなかった。「しかし、今や逃亡民をかかえて十万人以上になった。カザン、シンビルスク、テムニコフスキーおよび他の地方の郡（уезд）からのタタール人ヤサーク民が半分以上バシキーリアにやって来た。そこにはまた別の異教徒も入って来た。モルドヴァ人、チュヴァーシ人、チェレミス人、ヴォチャーク人〔ウドムルト人の旧称〕が村をあげ、ヤサークから逃れてそこにやって来たのである。」さらに続けて次のようにも言う。「30年前には、〔カザン県には-筆者〕ロシア人ヤサーク民の村はどこにもなかった。しかし、今や異教徒がバシキーリアに逃れてしまい、彼らがない村が多数あり、そこでは彼らの代わりに、逃亡して移り住んだロシア人がヤサーク税を徴収されているのである。」そして、「今ではすでに多数のロシア人逃亡者が人頭税を逃れてバシキール人となった」<sup>(98)</sup>、と。

上記の史料は、カマ川以東の自由な地バシキーリアへボブィーリ<sup>(99)</sup>として逃れていった状況についてであるが、史料から逃亡が地域の社会構成に重大で複雑な変化をもたらした様子がうかがえる。こうした逃亡は、プガチョーフ叛乱の発生する1770年代になっても増えこそすれ一向に減少する傾向はみせていないのである。

嘆願書提出という行為も民衆の示したプロテストの一形態である。嘆願書は県知事や元老院に宛てて書かれたものであったが、その内容は人頭税の徴収や徴兵によって生ずる経済的・社会的貧困、ロシア人領主によって土地を奪われたことや農奴に転化されたことに対する非難、そして改宗の強引さ等を訴えるものであった。

1736年政府の民族政策の推進者で軍人であったテフケリョーフに宛てられたチシ郷の村民の嘆願書は、「力づくで自分の農民にしないで欲しい」と懇願している。さらに彼らは元老院にも宛てて次のような請願をした。「代々われわれの父祖たちはヤサークをカザン県庁（канцелярия）に納めてきた。また、われわれは御料地農民やヤサーク農民がそうであるように、人頭税を一人あたり1ルーブリ50カペイカ<sup>(100)</sup>ずつ支払い、また徴兵にも応じてきているのである。父祖たちは〔ロシア人〕領主のために生きてきたのではなかった。また、領主のために人頭税やヤサーク、および他の租税を納めてきたのでもなかった。ところが、10年前にテフケリョーフの管理人マヴリュケイ・セミョーノフがわれわれの村にやって来て、布告の宣言なしに男性64人と、同じく女性をも登録してしまった。われわれがまるでテフケリョーフの逃亡農民であるかのように呼んで、現在ではわれわれを力づくで自分の農民としてしまっているのである。」<sup>(101)</sup>

このように、カザン県の農民は陳情をくり返し、また南ウラルのバシキール人へと大規模な逃亡を行っていった。同様に、ロシア人官憲や領主の専横と抑圧に対するあからさまな蜂起という形をとった反抗も現れた。こうしたことは、ツァーリ政府が60年代カザン地方に実態調査のための特別委員団を派遣せざるを得ない原因となったのである<sup>(102)</sup>。しかし、蜂起はカザン県だけに限らなかった。バシキール人による1735-37年と1755年の蜂起は、すでに述べたようにロシア政府による植民政策と改宗に反対したものとして注目されなければならない<sup>(103)</sup>。そして、何よりもプガチョーフ叛乱には非ロシア人によるロシア政府の民族政策に対する断固たるプロテストという要素が強いのである。

## 結 語

以上、18世紀におけるロシア帝国の諸民族政策を検討してきた。国家の「近代化」を基本的課題とする18世紀ロシア帝国は、他面では全欧的な社会の「紀律化」をも押し進めることになる。その傾向からは非ロシア人諸民族も逃れることはできなかった。それは、特にピョートル一世による社会階層の再編成を通してであったが、従来一種社会の枠外にあった非ロシア人諸民族を（他のロシア人とともに）国有地農民として位置付け、直接支配することを目指したものである。そのため、ロシア政府は16世紀以来の伝統的な政策と並んで税制度や国家勤務、および改宗政策といった新たな政策をも展開しながら、その目的を完遂しようとしたのである。

しかし、以上の政策は部分的には成功したとしても、諸民族の抵抗にあい、完全に成し遂げることはできなかった。それゆえ、エカチェリーナ二世時代には政策の変更が迫られ、とりわけ抵抗の激しかったイスラム教徒に対して融和政策をとることでロシア帝国の地方支配に新たな画期をもたらしたといえる。こうして、従来ロシアと臣従関係にあったヴォルガ流域とウラルの両地域の住民がロシア帝国の支配下（＝「ロシア化」）に入ったのである。

とはいえ、諸民族に対する「紀律化」はどの程度まで進行していたのであろうか。その点は今後の検討課題となろう。それは、本稿とは視点を変えて、諸民族がロシア帝国やロシア人をどのようにみていたのか、また土地問題を中心に諸民族間の関係はどうであったのか、等を詳かにするいわば「横」の視点から検討することによって明らかにされるであろう<sup>(104)</sup>。

## - 注 -

- 1 たとえば最近のものに次がある。Azade-Ayşe Rorlich, *The Volga Tatars: A profile in National Resilience*, Hoover Institution Press, 1986.
- 2 次のような植民史研究を参照されたい。Г. Петерякович, Поволжье в XVII и начале XVIII века (Очерки из истории колонизации края), Одесса, 1882 г.

- 3 С. М. С. Ф. Ташкин, Иностранцы Поволжско-Приуральянского края и Сибири по материалам Екатеринбургской законодательной Комиссии, вып. 1, Оренбург, 1921 г.; В. И. Шунков, Очерки по истории колонизации Сибири в XVII-начале XVIII в., М.-Л., 1946 г. また各共和国や自治共和国から刊行されている通史と資料は重要である。
- 4 Н. Г. Аполлова, “К вопросу о политике абсолютизма в национальных районах России в XVII в.,” Абсолютизм в России (XVII-XVIII вв.), М., 1964 г.
- 5 B. Nolde, *La formation de l'empire Russe; Etudes, notes et documents*, t. 1-2, Paris, 1952-1953.
- 6 Bertold Spuler, “Die Wolga-Tataren und Baschkiren unter russischer Herrschaft,” *Der Islam. Zeitschrift für Geschichte und Kultur des islamischen Orients*, 29, 1949/50, S. 142-216; ders., “Die Mordwinen. Vom Lebenslauf eines wolgafinnischen Volkes,” *Zeitschrift der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft*, 100 (N. F. 25), 1950, S. 90-111(未見).
- 7 M. Raeff, “Pattern of Russian Imperial Policy Toward the Nationalities,” Edward Allworth (ed.), *Soviet Nationality Problem*, London & New York, Columbia Univ. Press, 1970.
- 8 A. Kappeler, *Russlands Erste Nationalitäten: Das Zarenreich und die Völker der Mittleren Wolga vom 16. bis 19. Jahrhundert*, Köln, Wien, 1982.
- 9 拙稿「ロシアにおける植民問題 — 18世紀の南ウラルを中心にして — 」『史観』112冊、1985年。
- 10 G. エーストライヒ(坂口修平訳)「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する問題」(F. ハルトUNG、R. フィーアハウス他著/成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年)を参照されたい。また18世紀ロシアの農村社会における「全般的紀律化過程」という視点で論じたものに次がある。拙稿「18世紀ロシアにおける民衆運動とその世界 — プガチョーフ叛乱における領主農民を中心にして — 」『社会科学討究』97号、1988年。
- 11 拙稿「ロシア国家による地方の併合過程 — バシキーリア併合の問題をめぐって — 」『スラヴ研究』37号、1990年。
- 12 同上、179-180頁。この「併合」の問題は常にその時々々の政治状況の影響を受けて扱われる。現在では、それが一層明らかとなっている。
- 13 この点に関して、バシキール人の場合ではあるが、次を参照されたい。前掲拙稿「ロシアにおける植民問題」89頁、および、同「ロシア国家による地方の併合過程」191頁。
- 14 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 357.
- 15 Там же; A. Kappeler, *a. a. O.*, S. 18.
- 16 *Ebd.*, S. 244f, 270.
- 17 В. В. Бальтольд, История изучения Востока в Европе и России, соч. т. 9, М., 1977 г., стр. 407
- 18 П. Н. Столпянский, Город Оренбург. Материалы к истории и топографии города, Оренбург, 1908 г., О янг-кала: Н. Муравьев, Путешествие в туркмению и Хиву, ч. II, М., 1822 г., стр. 142.
- 19 たとえば、バシキール人の場合については次を参照されたい。M. Raeff, “Pugachev’s Rebellion,” R. Forster & J. P. Greene (ed.), *Preconditions of revolution in early modern Europe*, Baltimore and London, 1970, p. 183.
- 20 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 371.
- 21 Там же, стр. 362.
- 22 Там же; История Чувашской АССР, т. 1, Чебоксары, 1962 г. (макет), стр. 101; Материалы по истории Чувашской АССР, кн. 1, Чебоксары, 1958 г., стр. 232.

- 23 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 362-363.
- 24 Документы и материалы по истории Мордовской АССР, т. 3, ч. 2, Саранск, 1953 г., стр. 290-293 и др.
- 25 См. История Татарской АССР, т. 1, Казань, 1955 г, стр. 188.
- 26 Материалы по истории Чувашской АССР, кн. 1, стр. 238.
- 27 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 364.
- 28 Урал,特にバシキーリアにおける工場建設の状況についてはさしあたり次の研究を参照されたい。Н. И. Павленко, “К истории южноуральской металлургии в XVIII в.,” Материалы научной сессии посвященной 400-летию присоединения Башкирии к Русскому государству, Уфа, 1958 г., стр. 187; R. Portal, *L'Oural au XVIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1950. なお、最近デミードフ家の活動に関するモノグラフが刊行された。H. D. Hudson, Jr., *The Rise of the Demidov Family and the Russian Iron Industry in the Eighteenth Century*, Oriental Research Partners, Newtonville, Mass., 1986.
- 29 Очерки по истории Башкирской АССР, т. 1, ч. 1, Уфа, 1956 г., стр. 159-160; 拙稿『ブガチョーフ叛乱前夜のバシキール人 — その社会的変貌 — 』『社会経済史学』49巻2号、1983年、59-61頁。
- 30 Полное собрание законов российской империи, СПб., 1830 г., (в дальнейшем — ПСЗ), т. 9, № 6890.
- 31 タタール人の身分は、主にヤサーク民と勤務者とに分けられる。前者は農民出身で、カザン汗国時代ハーンや領主である諸侯・豪族にヤサークを納めていた。汗国壊滅後、イヴァン四世は彼らに対し以前ハーンに納めていたヤサークを自分に支払うことを命じ、18世紀までそれが続いた。ピョートル一世は人頭税をもって完全にそれに代えたわけではなかったが、このカテゴリーの農民はヤサーク民と呼ばれた。他方、後者の勤務者は、カザン汗国壊滅後のハーンや諸侯・豪族、および以前の汗国における高位・高官たちであり、後にロシアのツァーリに仕えるようになった者たちである。16世紀後半～17世紀にロシア政府は、ヤサーク民のなかから軍役を基礎とする勤務者を募るようになった。18世紀におけるロシア化政策の影響下、一部を除きハーンや諸侯・豪族の子孫たちはキリスト教に改宗し、ロシア化していった(C. X. Алишев, Татары Среднего Поволжья в Пугачевском восстании, Казань, 1973 г., стр. 16)。
- 32 A. Karpeleer, *a. a. O.*, S. 247f.
- 33 В. О. Ключевский, Сочинения, т. 9, М., 1958 г., стр. 99-101(八重樫任喬訳『ロシア史講話』4、恒文社、1983年、126-130頁)。
- 34 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 364 и сл.
- 35 Материалы по истории Чувашской АССР, кн. 1, стр. 254-255.
- 36 Документы и материалы по истории Мордовской АССР, т. 3, ч. 2, стр. 29-32; A. Karpeleer, *a. a. O.*, S. 259f.
- 37 См. Н. Ф. Демидова, “Управление Башкирией в первой трети XVIII в.,” Исторические записки, т. 68, 1961 г., стр. 215.
- 38 A. Karpeleer, *a. a. O.*, S. 260. とりわけ、バシキーリアにおいて塩の国家専売制導入の意味は大きかった(В. Н. Витевский, Неплюев и оренбургский край в прежнем его состав до 1785 г., вып. 4, Казань, 1895 г., стр. 623-625)。
- 39 A. Karpeleer, *a. a. O.*, S. 260.
- 40 *Ebd.*, S. 261.
- 41 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 365-366.
- 42 Там же.
- 43 国有地農民には、屋敷持ち農民(однодворцы)、自由農民(черносошные крестьяне)、カザン県・アゾフ県・ニジェゴロド県のヤサーク民(すなわちタタール人・チュヴァーシ

- 人・モルドヴァ人・マリ人・ウドムルト人)、シベリアの耕作勤務人、槍兵、備騎兵、竜騎兵、他に領主ではない者で人頭税納入者が数えられた(ПСЗ, т. 7, № 4533; В. О. Ключевский, Указ. соч., стр. 101(邦訳130頁); A. Kappeler, *a. a. O.*, S. 262)。
- 44 ПСЗ, т. 10, №№. 7244, 7480.
- 45 ПСЗ, т. 11, № 8638.
- 46 Документы и материалы по истории Мордовской АССР, т. 3, ч. 2, стр. 32.
- 47 Материалы по истории Чувашской АССР, кн. 1, стр. 257.
- 48 Документы и материалы по истории Мордовской АССР, т. 3, ч. 2, стр. 24-27.
- 49 A. Kappeler, *a. a. O.*, S. 263.
- 50 *Ebd.*, S. 262.
- 51 バシキール人社会の例ではあるが、次を参照されたい。前掲拙稿「ロシアにおける植民問題」88-89頁。
- 52 ПСЗ, т. 6, № 3884.
- 53 ПСЗ, т. 9, №№. 6721, 6740, 6913.
- 54 С. Х. Алишев, Указ. соч., стр. 45.
- 55 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 369.
- 56 A. Kappeler, *a. a. O.*, S. 266.
- 57 *Ebd.*, S. 267.
- 58 Очерки по истории Башкирской АССР, т. 1, ч. 1, стр. 159-160.
- 59 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 370.
- 60 前掲拙稿「Пугачёв-революция前夜のバシキール人」59-61頁。
- 61 См. Н. Ф. Дубровин, Пугачев и его сообщники, СПб., 1884 г., т. 2, стр. 136. また、登録農民にとって最大の重荷は、自分の村から工場まで自分の費用で相当の距離(時には数百ヴェルスタにのぼる)を旅しなければならなかったということである(В. И. Семевский, Крестьяне в царствование императрицы II, СПб., т. 2, 1901, xix, xxi-xxii; J. Blum, *Lord and Peasant in Russia: from the ninth to the nineteenth century*, Princeton, 1972, p. 313; R. Portal, *op. cit.*, p. 271)。
- 62 ПСЗ, т. 20, № 14878.
- 63 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 371.
- 64 А.-А. Rorlich, *op. cit.*, p. 37-47.
- 65 ПСЗ, т. 2, № 923, стр. 403; Там же, № 944. なお法令の文言では、タタール人はмурза и татарとなっている。
- 66 A. Kappeler, *a. a. O.*, S. 247f.
- 67 ПСЗ, т. 2, № 867.
- 68 A. Kappeler, *a. a. O.*, S. 248.
- 69 И. Е. Забелин, “Посольская путешествия в Турцию в XVII столетии,” Русская старина, т. 20 (сентябрь, 1877 г.), стр. 27-28; Н. А. Смирнов, “Россия и Турция в 16-17 вв.,” Ученые записки МГУ, М., 1946 г., т. 2, стр. 168; Очерки истории СССР. Период феодализма. XVIII в., М., 1955 г., стр. 518-530.
- 70 A. Kappeler, *a. a. O.*, S. 249.
- 71 ПСЗ, т. 5, № 2734; См. Там же, № 2741 (1713年11月27日付け布告).
- 72 Там же, № 2920.
- 73 Документы и материалы по истории Мордовской АССР, т. 3, ч. 2, стр. 201-202.
- 74 С. Петров, Пугачев в Пензенском крае, Пенза, 1956 г., стр. 29.
- 75 Документы и материалы по истории Мордовской АССР, т. 3, ч. 2, стр. 201-202.
- 76 История Удмуртской АССР, т. 1, Ижевск, 1958 г., стр. 82-83.
- 77 История Татарской АССР, т. 1, стр. 207.
- 78 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 373.

- 79 Н. Н. Фирсов, Колонизация Волжско-Камского края и связанная с ним политика, Казань, 1930 г., стр. 12.
- 80 А.-А. Rorlich, *op. cit.*, p. 41.
- 81 Пугачевщина, М.-Л., 1929 г., т. 2, стр. 5.
- 82 Документы и материалы по истории Мордовской АССР, т. 3, ч. 2, стр. 206-210, 222-223.
- 83 С. Х. Алишев, Указ. соч., стр. 49.
- 84 Там же, стр. 49-50.
- 85 1746-84年。ロシア帝国最初の準アカデミー会員П. И. Ричコーフの子。1760-67年軍役に就く。アカデミー会員П. С. Парас指揮下のアカデミー探検隊に参加し、独自に1769-70年ヴォルガ以東とウラル地方で地理・歴史・考古学および民俗・民族学的調査を行った。また、1771年には「キルギス」(=カザーフ)のステップを調査している。
- 86 Н. П. Рычков, Продолжение журнала или древних записок путешествия по разным провинциям всероссийского государства, СПб., 1771 г., стр. 15 (С. Х. Алишев, Указ. соч., стр. 50-51より転引用)。
- 87 История Татарии в документах и материалах, М., 1937 г., стр. 191.
- 88 С. Х. Алишев, Указ. соч., стр. 52.
- 89 Там же. この点は、アリーシェフのモノグラフの文脈の中で唐突の感がある。しかし、後年彼はタターリアにおけるロシア帝国の民族政策をより厳しく批判的に論じるようになる(Его же, “Присоединение народов Среднего Поволжья к Русскому государству,” Татария в прошлом и настоящем, Сборник статей, Казань, 1975 г.)。
- 90 С. Х. Алишев, Указ. соч., стр. 52-53.
- 91 Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 374-375.
- 92 Там же, стр. 375.
- 93 ПСЗ, т. 11, № 8236.
- 94 Материалы по истории Чувашской АССР, кн. 1, стр. 397.
- 95 Очерки по истории Башкирской АССР, т. 1, ч. 1, стр. 287. 前掲拙稿「ロシアにおける植民問題」90頁。
- 96 A. W. Fisher, “Enlightened Despotism and Islam under Catherine II,” *Slavic Review*, vol. 27, No. 4, Dec. 1968, p. 543.
- 97 ロシア人農民の逃亡に関しては、土肥恒之「逃亡農民に関する諸問題」『ロシア史研究』39号、1983年、同『ロシア近世農村社会史』創文社、1987年を参照されたい。
- 98 Н. И. Воробьев и Г. М. Хисамутдинов (отв. ред.), Татары среднего Поволжья и Приуралья, М., 1967 г., стр. 211.
- 99 このタームについては、前掲拙稿「ロシアにおける植民問題」93頁、注(33)を参照。
- 100 なお、当時人頭税は70カペイカであった(本稿第Ⅲ章、第2節参照)。
- 101 С. Х. Алишев, Указ. соч., стр. 56.
- 102 История Татарской АССР, т. 1, стр. 211; Н. Г. Аполлова, Указ. стат., стр. 367-368.
- 103 拙稿「プガチョーフ叛乱におけるバシキール人の参加過程」『ロシア史研究』35号、1982年、55頁、前掲拙稿「ロシアにおける植民問題」90頁。
- 104 この点に関して、筆者は別稿(「ヴォルガ流域およびウラル地方における民族的諸関係[仮題]」)を用意している。

## Nationality Policy in 18th Century Imperial Russia

### - The Volga and Ural Regions -

Koichi TOYOKAWA

The purpose of this paper is to clarify the development of Russian nationality policy – and the problems it encountered – in the Volga and Ural regions in the 18th century. In these regions, the Russian state adopted a unique nationality policy from the second half of the 16th century. The relationship among the non-Russian nationalities, both *vis-à-vis* one another and *vis-à-vis* the Russians, was very complex and their reactions to Russian policy naturally varied.

In the 18th century, almost all the European governments were in the process of asserting increasing control over the economy, culture, and daily life. Russia, while undergoing these same developments, was simultaneously confronted with the unique, at least in degree, problem of assimilating non-Russian ethnic groups, i.e. Russification. Russian nationality policy should therefore be considered from the standpoint of (1) asserting control and (2) fostering Russification.

#### Contents

Preface

I Expansion and Nationality Policy of Imperial Russia

II The Traditional Nationality Policy

III The New Nationality Policy (1)

IV The New Nationality Policy (2)

V The Response of Non-Russian People to the Nationality Policy

Conclusion

The preface surveys traditional studies on Russian nationality policy, and the relationship between Russia and the non-Russian nationalities. Although studies in this field have been tightly restricted, both in Tsarist Russia and the USSR, Soviet historian N. G. Apollova has studied the history of Russian nationality policy in detail and published many papers. Free from such restrictions, Western and Japanese scholars have given more attention to this field.

Chapter 1 explains the history of the expansion of Imperial Russia and its nationality policy. From the Russian conquest of the Kazan khanate in 1552 and the Astrakhan khanate in 1556, Russian expanded its territory, annexing various regions. Within the annexed areas, the nationalities of the Volga and Ural regions, i.e. Tatars, Chuvashs,

Mordvinians, Maris, Udmurts, Kalmyks, Kirgiz, and Bashkirs, were different from those of other regions socially, economically, and culturally. Therefore, the Russian state adopted a variety of unique policies toward them.

Until the 17th century, the relationship between the state and ethnic groups in these regions was one of feudal sovereign-vassal. The state, collecting *yasak* payments (animal fur) from the nationalities, assured them the possession of land. From the second half of the 17th century, especially from the era of Peter the Great, Russian control became more direct and severe for economic reasons. The basis of 18th century nationality policy was Russification. The state regarded ethnic minorities as Russian state peasants – not as *yasak* peasants or as nationalities. In the 19th century, the Volga and Ural regions were subordinated more thoroughly to the state, and these regions were linked more closely with the developing world economic system.

Chapter 2 deals with the Russian policy of “divide and rule” and the seizure of land by Russians, both religious and secular, in the 18th century. The aim of the “divide and rule” policy was to prevent the various nationalities from developing solidarity. The Russian government succeeded in stirring up antagonism among the nationalities, such as Kalmyks against Kirgiz and Kirgiz against Bashkirs. Russian land seizures, meant to deprive ethnic peoples of land ownership which was guaranteed by the Law Code (*Sobornoe Ulozhenie*) of 1649, were deeply resented by the nationalities.

Chapter 3 focuses on tax reform (poll tax) and public service systems (military and labor services), which Peter the Great introduced. At Peter’s time, there were many people of “floating social status,” who did not belong to any social class and did not pay tax. Peter the Great organized such “floating” persons, in order to raise war funds and secure a strong army and labor force. This plan was also applied to non-Russian people.

Chapter 4 examines the Russian religious policy of converting nationalities to the Orthodox Church. The conversion policy began in the 17th century and worked well, except for Muslims. From the era of Peter the Great, the conversion policy toward the Muslims was carried out forcefully and systematically. But even though conversion was promoted aggressively, it was not successful with Tatars and Bashkirs. In the era of Catherine II, this policy was changed to one of accommodation.

Chapter 5 reviews how the nationalities reacted to and resisted Russian nationality policy. The policy caused serious and complicated social problems among the non-Russian people. Many fled their land, petitioned the local and/or central authorities, or rose in revolt against Russia.

In conclusion, the Russian nationality policy was carried out under the basis of “control of discipline” and Russification, and the nationalities were ultimately unable to resist.